

土浦平和の会規約

I 総則

- 1、名称 この会は土浦平和の会と称し、土浦市内に事務所をおきます。
- 2、目的 この会はあらゆる人々の平和の願いをもとにし、戦争と侵略の政策、他民族支配 に反対し、日本と世界の平和の確立に寄与することを目的とします。
- 3、事業 この目的を実現するために、つぎのような事業を行います。
 - ① 平和のために広く市民に呼びかけて、会員を拡大し、あらゆる必要な行動をおこないます。
 - ② 茨城県平和委員会に加盟し、その提起する課題をともに取り組みます。
 - ③ 「平和新聞」と雑誌「平和運動」を広めます。
 - ④ 思想、信条の違いを越えて、平和のために活動する県内のあらゆる団体、個人と協力します。
- 4、会員 この会の規約に賛同し、会費を納める人は会員になれます。

II 組織・運営

- 1、大会 この会は年1回大会を開き、運動のすすめかた、役員、予算を決めます。必要 に応じて臨時大会を開くことができます。
- 2、役員 この会につぎの役員を置きます
代表理事 1名 理事 若干名 事務局長 1名 会計監査 2名
- 3、理事会 理事、事務局長をもって理事会を構成し、大会から大会までの運営に責任を持 ちます。理事の中から互選で代表理事を選び、代表理事がこの会を代表するとともに、理事会の招集をおこないます。

III 財政

- 1、この会の財政は会費、事業収入、寄付でまかないます。
- 2、会費は月額500円とします。夫婦会員、特別の事情のある会員は300円とします。
- 3、会計年度は4月1日から3月末までとします。
- 4、理事の中から互選で会計係を選び、会計係が会の会計に責任を持ちます。

IV 付則

- 1、この会の規約の改正は大会でおこないます。
- 2、この規約は1994年4月30日から施行します。
- 3、大会は当分の間総会として、会員のだれでも発言し、議案の採決に参加できます